

司法過疎地で奮闘中です！

法科大学院で学ぶということ

私は、同志社大学法科大学院で学んだ後、司法過疎地である九州の島原で仕事をしています。

司法過疎地で弁護士をしている私にとって、法科大学院での学びは現在の業務の基礎となっていると感じています。例えば、法科大学院において、豊富な事例を検討しながら学んだ経験や、教授陣・実務家教員の先生方との議論をした経験は、現在の仕事をするうえで、とても役に立っています。

例えば、相続などの家族に関する紛争であっても、誰が会社を継ぐか、といったような企業支配権の争いとしての側面があることはよくあり、法科大学院で学んだ会社法の知識を活用しています。また、過疎地の小さな会社が都会の大企業と紛争になる場合には、独占禁止法などのビジネスに関する法律が、強者からの圧力と戦う切札になることもあります。

また、法科大学院で共に学んだ友人とは、一生の付き合いとなると思っています。業務で悩んだときには、今でも相談をしたり議論をしたりすることもあります。島原は観光地でもあることから、彼らが遊びに来てくれるなど、働く場所が離れていても今でも交流があります。

今の仕事を選んだきっかけ

私は、司法修習終了後、福岡の弁護士法人あさかぜ基金法律事務所に入所しました。この事務所は、九州の司法過疎地へ赴任する弁護士を養成するために設立された事務所です。その後、2017年1月から、長崎の島原中央ひまわり基金法律事務所へ赴任しています。弁護士が少ない地域でも、そこには弁護士を必要とす



る方が大勢います。そういう地域の方々の役に立てることに魅力を感じ、今の仕事を選びました。

仕事の魅力

ひまわり基金法律事務所とは、裁判所の支部内に弁護士の数が少なく、市民の司法アクセスが十分ではない（例えば弁護士に相談できなかったり、裁判所での手続きが受けづらいような）地域に設立された事務所です。

司法過疎地では、今まで身近に弁護士がいなかったため、地域の慣習や人間関係などによって、ときには当事者の意に沿わない一方的・理不尽な問題解決がなされることがあり、根深い問題となっています。このような地域で働くことは、少しずつかもしれませんが、こうした状況の改善に繋がり得るものであるため、とても充実感があります。

私が受ける法律相談や仕事は、多岐にわたります。赴任して1年の経験だけでも、相続や離婚などの家事事件、成年後見、破産や債務整理、刑事事件、交通事故事件や労働問題、不動産問題、消費者問題、会社にかかわる商事事件など、バラエティに富んでいます。このように多種多様な事件に幅広く取り組むことができるのも、司法過疎地で仕事をすることの魅力の一つだと思います。

また、個別の事件を通じて、様々な境遇にある依頼者一人一人の権利を実現していくことはもちろん、たとえば高齢者や障がい者の方の支援のための福祉との連携や、スタートアップ（起業）支援・事業者支援・農業支援・不動産活用等を通じた町興しの活動など、弁護士としての業務を拓げていく様々な挑戦ができるのも魅力の一つだと思っています。

法曹を目指す皆さんへのメッセージ

弁護士の活躍の場は、多種多様に広がっていると思います。司法過疎地での業務は、古典的な問題でありながら、逆に先端的な取組みにも挑戦できる場ではないかと考えています。

02 河野 哲志

現在の仕事内容

相続、後見などの家事事件
債務整理、交通事故、労働、不動産、相続関係をめぐるトラブルなどの民事事件
刑事事件

2010年 京都大学法学部卒業
2013年 同志社大学法科大学院修了
2015年 弁護士登録
弁護士法人あさかぜ基金法律事務所
2017年 島原中央ひまわり基金法律事務所赴任

